

別 添

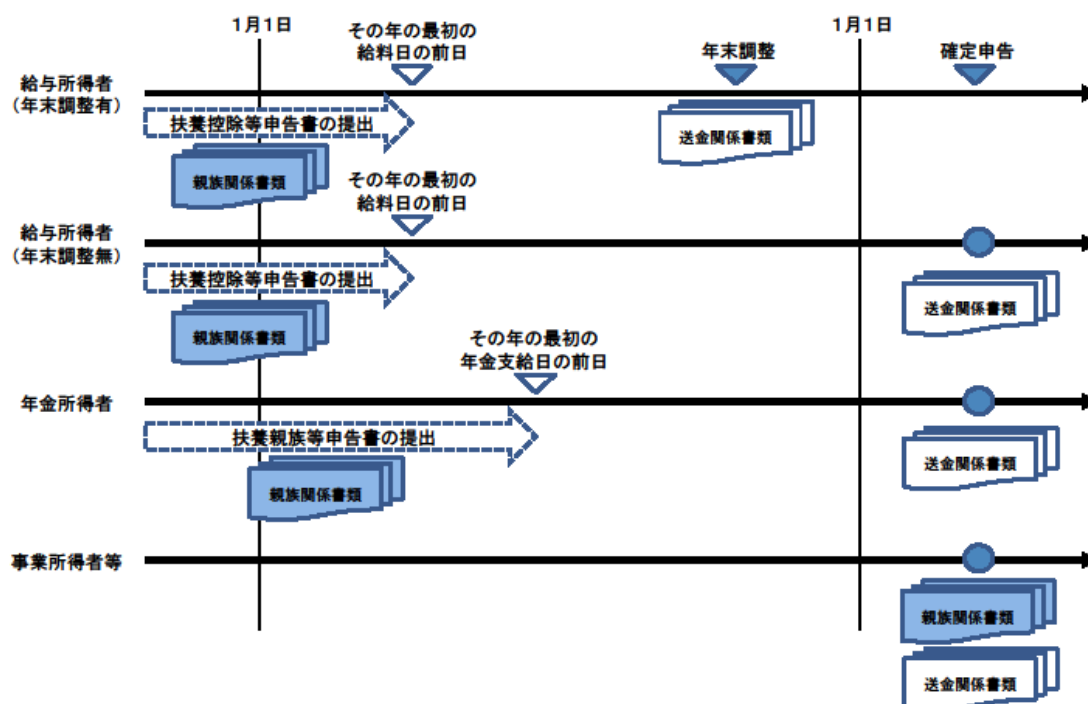
平成 27 年度税制改正に伴う所得税基本通達の  
主な改正事項について

## 第1 国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

### 1 税制改正の概要

- (1) 確定申告において、非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました。ただし、下記(2)又は(3)により添付し、又は提示したこれらの書類については、添付又は提示を要しないこととされています（所法 120③二等）。
- (2) 給与等又は公的年金等の源泉徴収において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける居住者は、親族関係書類を扶養控除等申告書等に添付し、又は扶養控除等申告書等の提出の際に提示しなければならないこととされました（所法 185 等）。
- (3) 給与等の年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は、送金関係書類を扶養控除等申告書に添付し、又は扶養控除等申告書の提出の際に提示しなければならないこととし、国外居住親族に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を配偶者特別控除申告書に添付し、又は配偶者特別控除申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました（所法 190 等）。
- (4) 上記の「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類（当該書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。）で、その国外居住親族がその居住者（納税者）の親族であることを証するものをいいます（所規 47 の 2④）。
  - ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその国外居住親族の旅券の写し
  - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）
- (5) 上記の「送金関係書類」とは、その年における次の①又は②の書類（当該書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。）で、その国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（所規 47 の 2⑤）。
  - ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者（納税者）からその国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
  - ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその居住者（納税者）から受領したことを明らかにする書類
- (6) これらの改正は、平成 28 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 10 等）。
- (7) なお、親族関係書類及び送金関係書類の提出時期は、次のとおりです。

## 親族関係書類及び送金関係書類の提出（提示）時期



## 2 通達の概要

上記 1 の税制改正を踏まえ、次の取扱いを定めることとしました。

### ○法第 120 条（（確定所得申告））関係

#### 【新設】

（学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が国外居住親族に該当するかどうかの判定）

120-6 学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が、法第 120 条第 3 項第 2 号（（確定所得申告））に規定する非居住者である親族に該当するかどうかについては、3-2（（学術、技芸を習得する者の住所の判定））により判定することに留意する。

#### 【解説】

○ 学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族（以下「留学生」といいます。）については、将来の帰国が予定されていることから、留学生に係る扶養控除等の適用に当たり所得税法施行規則第 47 条の 2 第 4 項に規定する書類（以下「親族関係書類」といいます。）及び同条第 5 項に規定する書類（以下「送金関係書類」といいます。）が必要かどうか、疑義も生じるところです。

本通達は、留学生が国外居住親族に該当するかどうかは、所得税基本通達 3-2（（学術、技芸を習得する者の住所の判定））により判定することを明らかにしたものです。

したがって、居住者の親族が、国外において継続して一年以上居住することを通常必要とする留学生に該当する場合には国外居住親族に該当し、継続して一年以上居住することを通常必要としない留学生に該当する場合には国外居住親族に該当しないこととなります。

【参考条文等】

○所得税基本通達（抄）

（学術、技芸を習得する者の住所の判定）

- 3-2 学術、技芸の習得のため国内又は国外に居住することとなった者の住所が国内又は国外のいずれにあるかは、その習得のために居住する期間その居住する地に職業を有するものとして、令第14条第1項《国内に住所を有する者と推定する場合》又は第15条第1項《国内に住所を有しない者と推定する場合》の規定により推定するものとする。

○所得税法施行令（抄）

（国内に住所を有しない者と推定する場合）

第十五条 国外に居住することとなつた個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有しない者と推定する。

- 一 その者が国外において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。
  - 二 その者が外国の国籍を有し又は外国の法令によりその外国に永住する許可を受けており、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有しないことその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が再び国内に帰り、主として国内に居住するものと推測するに足りる事実がないこと。
- 2 前項の規定により国内に住所を有しない者と推定される個人と生計を一にする配偶者その他その者の扶養する親族が国外に居住する場合には、これらの者も国内に住所を有しない者と推定する。

【新設】

（2以上の書類により居住者の親族に該当する旨が証明される場合の親族関係書類）

120-7 規則第47条の2第4項（（確定所得申告書に添付すべき書類等））に規定する書類

（以下この項において「親族関係書類」という。）について、国若しくは地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により令第262条第2項第1号イからハまで（（確定申告書に関する書類の提出又は提示））に掲げる者（以下120-9までにおいて「国外居住親族」という。）が確定申告書を提出する居住者の親族に該当する旨が証明される場合における当該2以上の書類は、親族関係書類に該当することに留意する。

（注）規則第47条の2第4項第2号に掲げる書類について、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所が明らかとなる場合における当該2以上の書類は、同号に掲げる書類に該当することに留意する。

【解説】

- 親族関係書類について、所得税法施行規則第47条の2第4項第1号は、「戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類」と規定しているところ、国又は地方公共団

体が発行した書類については、2以上の書類によって親族関係が明らかになる場合もあり得ます。

また、同項第2号は、「外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（令第262条第2項第1号イからハまでに掲げる者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）」と規定しているところ、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類についても、2以上の書類によって親族関係が明らかになる場合もあり得ます。

本通達は、親族関係書類について、2以上の書類によって親族関係が明らかとなる場合の当該2以上の書類は、親族関係書類に該当することを明らかにしたものです。

なお、同項第2号の書類については、当該2以上の書類のそれぞれについて、国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所が必要かという疑義も生じ得るところですので、併せて、当該2以上の書類のいずれかに、国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があれば、当該2以上の書類は親族関係書類に該当することも明らかにしています。

**【新設】**

（送金関係書類の範囲）

120-8 規則第47条の2第5項各号に掲げる書類（以下120-9までにおいて「送金関係書類」という。）は、同項の居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人別に行ったことを明らかにするものをいうのであるから、居住者が一の国外居住親族に対して他の国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を行った場合における当該支払に係る送金関係書類については、他の国外居住親族に係る送金関係書類には該当しないことに留意する。

**【解説】**

- 所得税法施行規則第47条の2第5項は、「居住者がその年において同項に規定する国外居住障害者、国外居住配偶者又は国外居住扶養親族（・・・）の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）」と規定しています。したがって、居住者が一の国外居住親族に対して他の国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を含めて一括で行った場合の取扱いについて、疑問も生じ得るところです。

本通達は、居住者が、一の国外居住親族に対して他の国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を行った場合における当該支払に係る送金関係書類は、他の国外居住親族の送金関係書類に該当しないことを明らかにしたものです。

したがって、例えば、国外居住親族（A）が国外居住親族（B）の分も含めて一括で生活費又は教育費に充てるための支払を受けた場合には、当該支払に係る書類は、国外居住親族（A）の送金関係書類に該当しますが、国外居住親族（B）の送金関係書類には該当しないこととなります。

【新設】

(その年に3回以上の支払を行った居住者の送金関係書類の提出又は提示)

120-9 居住者が国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、その年に同一の国外居住親族に3回以上行った場合の送金関係書類の提出又は提示については、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、次に掲げる事項を記載した明細書の提出及び各国外居住親族のその年の最初と最後の支払に係る送金関係書類の提出又は提示として差し支えない。

この場合において、居住者は提出又は提示しなかった送金関係書類を保管するものとし、税務署長は必要があると認める場合には当該送金関係書類を提出又は提示させることができるものとする。

(1) 居住者の氏名及び住所

(2) 支払を受けた国外居住親族の氏名

(3) 支払日

(4) 支払方法 (規則第47条の2第5項第1号又は第2号の支払方法の別)

(5) 支払額

(注) 支払日とは、次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。

(1) 規則第47条の2第5項第1号に掲げる書類 居住者が国外居住親族に生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日

(2) 規則第47条の2第5項第2号に掲げる書類 国外居住親族が同号に規定する特定の販売業者又は特定の役務提供事業者に同号に規定するクレジットカード等を提示又は通知をした日

【解説】

- 所得税法施行規則第47条の2第5項においては、「居住者がその年において同項に規定する国外居住障害者、国外居住配偶者又は国外居住扶養親族（・・・）の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）」と規定しています。したがって、送金関係書類は、その全ての提示又は提出が必要ということとなります。

他方、送金関係書類については、その全ての提示又は提出がなくとも、扶養の事実が確認できる場合もあります。

こうしたことから、本通達は、居住者が国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、その年に同一の国外居住親族に3回以上行った場合の送金関係書類の提出又は提示については、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、明細書の提出と各国外居住親族のその年の最初と最後の支払に係る送金関係書類の提出又は提示として差し支えないこととしています。

なお、明細書及びその年の最初と最後の送金関係書類のみでは、扶養の事実が確認できない場合もあり得ることから、税務署長が更正することができる期間（法定申告期限等から5年間）は、納税者に送金関係書類を保管していただくとともに、税務署長は必要に応じて、送金関係書類の提示又は提出を求めることができることとしています。

## 第2 災害関連支出等の改正

### 1 税制改正の概要

- (1) 雑損控除の損失の金額に含まれる災害関連支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、災害のやんだ日から1年超3年以内に支出する費用を追加することとされました（所令206）。
- (2) 被災事業用資産の損失の金額に含まれるその災害に関連するやむを得ない支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、災害のやんだ日から1年超3年以内に支出する費用を追加することとされました（所令203）。
- (3) これらの改正は、平成23年1月1日以後に支出した災害関連支出等について適用されます（平成23年12月改正所令附則②③）。

### 2 通達の概要

上記1の税制改正を踏まえ、次の取扱いを定めることとしました。

#### ○法第72条（雑損控除）関係

##### 【新設】

##### （大規模な災害の意義）

72-6 令第206条第1項第2号に規定する「大規模な災害」とは、同号イからハまでに掲げる支出その他これらに類する支出が1年を超えて支出されると認められる災害をいうのであるが、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第1号（定義）に規定する「特定大規模災害」は、同項第2号に規定する「大規模な災害」に該当することに留意する。

（注）この取扱いは、令第203条第2号（被災事業用資産の損失に含まれる支出）に規定する「大規模な災害」についても同様であることに留意する。

##### 【解説】

- 原状回復費などの災害関連支出については、災害のやんだ日から1年以内に支出したものがその対象とされていましたが、平成23年12月の所得税法施行令の改正により、大規模な災害については、災害がやんだ日から3年以内の災害関連支出が雑損控除等の対象とされました。

しかしながら、この改正後の所得税法施行令第206条第1項第2号においては、単に「大規模な災害」と規定されていることから、どの程度の災害が大規模な災害に該当するかどうかは必ずしも明らかではありませんでした。

本通達は、所得税法施行令第206条第1項第2号に規定する「大規模な災害」は、原則として、災害関連支出が1年を超えて支出されると認められる災害であること、本政令改正が東日本大震災を契機に行われたものであることを踏まえ、東日本大震災が指定された「特定大規模災害」は、「大規模な災害」に該当することを明らかにしたものです。

【参考条文】

○大規模災害からの復興に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定大規模災害 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

二～十 省 略